

受動喫煙防止出前講座

令和2年4月1日から、改正健康増進法が全面施行になりました。

また、「北海道受動喫煙防止条例」も施行され、北海道の対策は進んでいるはずなのですが、こんな事はないですか？

飲食店の事業者は・・・



喫煙ができるお店にするのは、どうしたらいいの？

「禁煙」と「分煙」がわかるマークを貼らないとダメ？

ご家族連れは・・・

公園は喫煙しても大丈夫なの？

家族で安心してお食事できるお店は、どうやってわかるの？



★「改正健康増進法」と「北海道受動喫煙防止条例」について、説明します ★

北海道では、飲食店等は「禁煙」「分煙」「喫煙」のいずれかがわかる「標識」の掲示が義務になっています。また、法により、禁煙対象施設は「敷地内（禁煙）」と「屋内（禁煙）」に分けられます。「望まない受動喫煙」の対策は、マナーではなく、ルールになっており、法が厳守されない場合は、保健所立入検査の対象になり、罰則により過料となる場合があります。

新しいルールを守って、たばこを吸う人も吸わない人も、快適に過ごせる街づくりに、ご理解・ご協力をお願いします。

〈 北海道倶知安保健所 企画総務課 〉